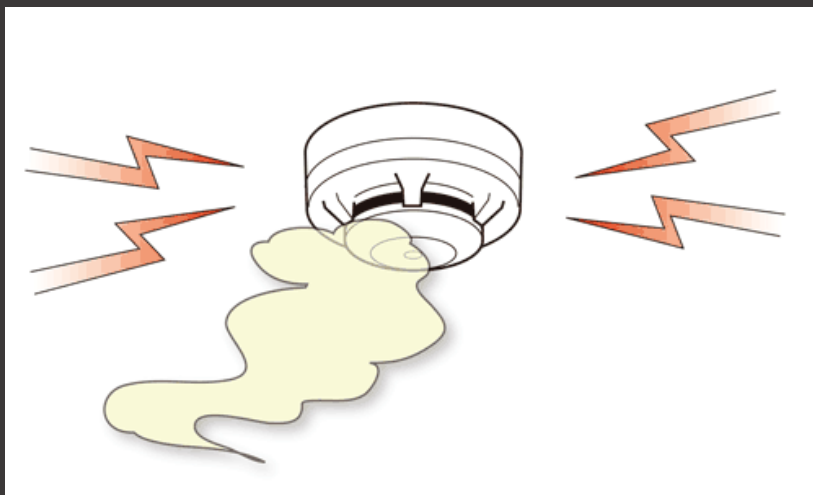


つけていますか？ 住宅用火災警報器



設置状況アンケート調査に
ご協力ください



<https://forms.office.com/pages/responsepage.aspx?id=DwmbhyRh6k-GG6anR4S9Jo4rS8hoJz1LsWlxUn52uk5UOVRERTFCMEtBQU1LWkdMSEVFSkhHN04yVy4u&route=shorturl>

ご家庭に付けていますか？

住宅用火災警報器



平成23年6月1日から全ての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられました

なぜ住宅用火災警報器の設置が必要なの？

- 住宅火災による死者の約7割は『65歳以上の高齢者』
- 住宅火災による死者の約4割は『逃げ遅れ』
➡ 火災を早く発見し『逃げ遅れ』を防ぐためには・・・
- ☆ 火災の煙や熱を自動で感知し、警報音などで火災の発生を早期に知らせる **住宅用火災警報器** が有効です

住宅用火災警報器はどこに設置するの？

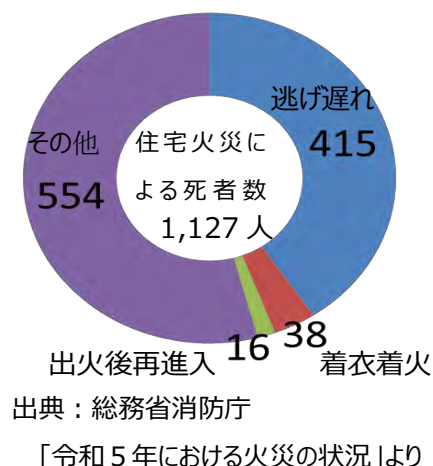
- 逃げ遅れを防ぐため『寝室』と『階段※』に設置が必要です
※寝室が2階以上の階にある場合
- 義務ではありませんが、出火危険の高い台所への設置を推奨！
- ☆ 『寝室』と『階段』に設置する住宅用火災警報器の種類は、『煙式』が必要です（台所は熱式でも可）

住宅用火災警報器はどんなもの？

- 煙に反応するタイプ（煙式）と熱に反応するタイプ（熱式）があります
- 「天井取付け式」と「壁取付け式」があります
- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源を使うタイプ」があります
- 身体に障害をお持ちの方や高齢者の方に、光や振動で火災を知らせるタイプもあります

どこで購入するの？

- ホームセンター、家電販売店、防災機器取扱店などで販売されています
- ※ 右図の合格表示が付いている住宅用火災警報器は国が定める規格に適合しています



設置義務です
住宅用火災警報器



火災から大切な命を守るために、 住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器を設置する場所

取り付けが義務付けられている所

寝室・・・就寝に使用する部屋
階段・・・就寝に使用する部屋がある
階の階段の踊り場

取り付けをおすすめする所

台所・・・台所には〈煙式または熱式〉の
火災警報器を選んで下さい。
居室・・・就寝には使用しない部屋



設置上の注意点

天井の場合

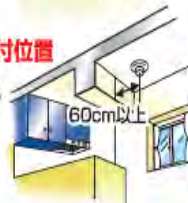
● 壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から
60cm以上離します。



● 梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から
60cm以上離します。



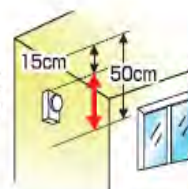
● エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し
口から1.5m以上離します。



壁面の場合

天井から15～50cm以内に
火災警報器の中心が来る
ように取り付けます。



★自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器等の設置は必要ありません

悪質な訪問販売にご注意！

- 消防職員・市の職員が訪問して販売したり、特定の業者に販売を依頼することはありません
- 業者による住宅用火災警報器の点検義務はありません

○住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予防課 0280-47-0129

下妻消防署 0296-43-1551

古河消防署

坂東消防署

0280-47-0120

0297-35-2129

10年たったら、とりカエル 住宅用火災警報器



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換を
おすすめします。

なぜ住宅用火災警報器の交換が必要なの？

- ☆ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。

設置時期を確認するには？

- ☆ 火災警報器を設置したときに記入した『設置年月』または、本体に記載されている『製造年』を確認してください。

新しい火災警報器に交換したら！

- ☆ 新しい火災警報器の本体の側面などに油性ペンで『設置年月』を記入しましょう。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

本体のボタンを押す、または ひも を引いて作動確認する。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴る。電池がきちんとセットされているか、確認してください。



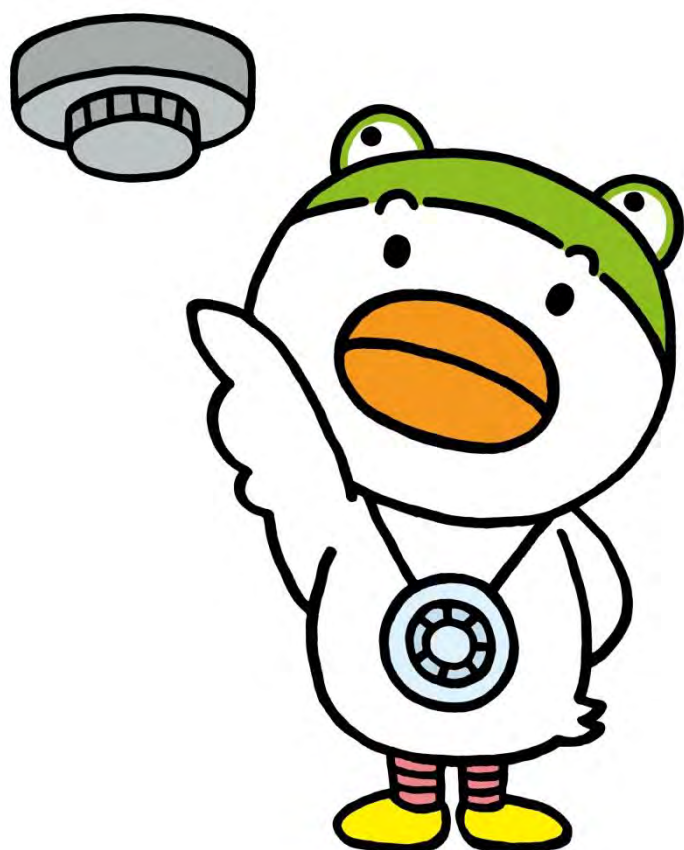
注) 警報音はメーカーや商品により異なります。

音が鳴らない場合は？



それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

10年たったら、 とりかえろ。



**住宅用火災警報器は、
10年を目安に、取替えましょう！**



○住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予防課 0280-47-0129

下妻消防署 0296-43-1551

古河消防署

坂東消防署

0280-47-0120

0297-35-2129

チェンジ! 住警器

～知っていますか？交換時期～

①設置

住宅用火災警報器を
設置して下さい！

設置義務です

住宅用火災警報器

②点検

定期的に作動確認して
音を聞いて下さい！

③交換

住宅用火災警報器の
本体にも交換時期が
あります。

※住警器とは住宅用火災警報器のことです。



○住宅用火災警報器に関する問い合わせ先

茨城西南広域消防本部

予 防 課 0280-47-0129

下妻消防署 0296-43-1551

古河消防署 0280-47-0120

坂東消防署 0297-35-2129